

佐賀県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年三月八日から平成二十三年四月七日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 大詫間光法停車場線	佐賀市川副町大字早津江字二本谷一三九九番一地先から 佐賀市諸富町大字為重字三重一四八四番六地先まで	平成二三・三・八